

三十二、殿様の御狩り場と 村民の狩猟

ここに「文政十一年 篠栗村御狩倉獵一件口上書控」(粕屋町立歴史資料館所蔵)という古文書があります。百姓市右衛門が無札(鑑札無し)で鉄砲を持ち、黒田藩主の御狩倉(場)に侵入している現場を御狩場の見回り役人(武士)に見咎められ取り調べを受けた時の関係者の複数の口上書(上申書)です。これらの人が本当のことを言っているかわかりませんが、狩猟をめぐる当時の社会の様子を知ることができません。

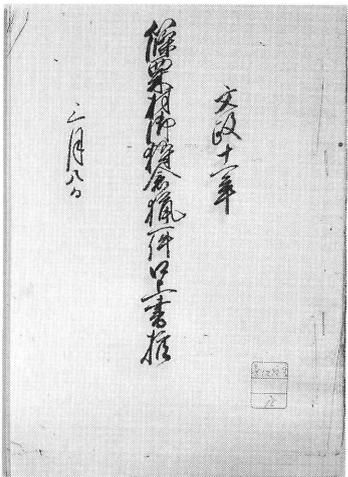
まず本件の被告に当たる市右衛門の口上書の要旨は次の通りです。市右衛門は篠栗村の山王(以下 太字は字名)に住み、稲作の暇な時は畑を作り、髪結をしていますと述べています。一月十三日十時頃髪結に行く途中、御田原の方で怪しい音がしたので、家に戻り鉄砲を持ち、内住村の十郎古野方面へ行くこと

急遽鹿狩りをしようと、鉄砲と犬を用意し出かけました。茅野のあたりに来た時、勘左衛門家来の卯吉、辰蔵(兄弟)が篠栗村の丑五郎に犬を引かせてやって来るのに出会いました。そこで六人は御建山である猪毛谷で狩をして四斗目の猪を仕留め、その場で解体し皆で分けました。そのあと仁平と三平は孫六の家に向かいました。

与助と丑五郎の口上書も仁平のものと同じで、決して御狩場には入っていませんと主張しています。

篠栗村の六人の庄屋と六人の組頭も口上書を出していますが特筆すべきことは、市右衛門が無鑑札で小鳥を撃っていたことは全く知らなかった、また法を犯して御狩場に入ったとはただただ恐れ入りますとした上で、何とぞ御慈悲を下さいと述べていることです。市右衛門の組合の六人の百姓と組頭の口上書も事実関係は前記と同じですが、市右衛門が無鑑札で小鳥を撃っていたとは夢にも知らなかった、御狩場に入ってはならない旨が周知されていなかったことをお詫びし、御慈悲をお願いしますと結んでいます。

※本文中の町内の人物名は仮名です。



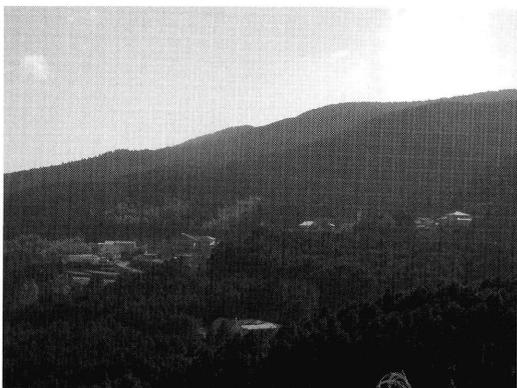
『篠栗村御狩倉獵一件口上書控』

思い御狩場の入野まで来た時、御狩場見回りの二人の武士に見咎められました。「何故入野に鉄砲を持って入り込んだのか。名前を言いなさい」と言われますが、無鑑札で鉄砲を持っていたので黙秘を通します。しかしその後、同じ頃、仁平、三平、与助の三人が鉄砲を持ち、猟犬を連れて山に入っていたことが役所の取り調べでわかりました。そこで三人も市右衛門と一緒に御狩場で狩猟をしていたのであろうと追求されました。

一方山王に住む仁平の口上書は次の通りです。仁平は一月十一日に御田原に住む五平次から所持している鉄砲を強く求められ売却しました。実は五平次は三日前に鞍手郡の某に自分の鉄砲を売っていたのです。そこで仁平は荒田に住む三平の世話で立花勘左衛門支配地の庄屋孫六の鉄砲を買いました。しかし、高値だったので気に入らず鉄砲を孫六に返却しようと十三日に三平を同道し孫六の家を目指しました。二人がすすき尾まで来ると、与助(狩猟犬使い)に会い、鹿が麦畑で麦を喰っていたというので、

以上。以上の口上書はいずれも三月の提出になっていますが、大庄屋卯平(江辻村)から役所の大家六内と平井久八への自分の才判(取り締まり)が不十分だったので宜しく御裁き下さいという書類が十月十三日付で提出されています。裁きの結末はわかりません。

この古文書を読んだ感想を述べてみましょう。殿様の御狩場では何人も狩猟をしてはならないという厳しい掟があったこと、殿様のほかに身分の高い武士は山を持ち(御建山)、猟師や猟犬を飼う者を家来とし、狩猟をしていたことがわかります。鉄砲を持ち、狩猟するには御免札が必要でした。これらの鉄砲を有する者は、畑に侵入し農作物を食べた鹿、猪などは撃ち殺してよかったですし、また鉄砲が自由に売買されているのは驚かされます。さらに市右衛門に対する取り調べが公平かつ丁寧におこなわれているのも意外です。市右衛門は御狩場に鑑札無しで鉄砲を持ち入り込んでいたのですから、問答無用で罰せられるかと思えば、そうではなく種々の口上書を出させ悠長に裁きをしています。



現在の荒田高原から内住にかけてが御狩場だったといわれています。